

審査基準と標準処理期間

処 分 名	庁舎施設の使用許可		
根拠法令名	埼玉東部消防組合庁舎管理規則	(条項) 第4条第1項 ただし書	
基準法令名	埼玉東部消防組合庁舎管理規則	(条項) 第4条、第5条	
所 管 部 署	消防局総務課 企画財政担当		
標準処理期間	14日	法定処理期間	なし
<p>【審査基準】</p> <p>・内 容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>(1) 庁舎施設の使用許可は、埼玉東部消防組合庁舎管理規則第4条第1項ただし書に規定する「その行為が庁舎の秩序の維持又は公務遂行に支障がないと認められるもので、特に管理責任者が許可した場合」にすることができる。</p> <p>(2) 管理責任者の許可は、同規則第4条第1項各号及び第5条各号に規定する行為に抵触するおそれがないと認められる場合を原則とする。</p>			
所 管 課	総務課 企画財政担当	処理番号	総No.2